

「徳島市障害福祉計画（第6期）」（素案）に係るパブリックコメント手続の意見取扱結果

- 意見募集期間 : 令和2年12月16日から令和3年1月15日まで
意見提出者数 : 3人
意見提出件数 : 12件
計画(素案)の修正 : 提出いただいたご意見に対する市の考え方は、別紙のとおりであり、今回ご意見に基づく修正はありません。なお、計画の修正に至らなかったご意見につきましても今後、本計画や障害者計画を推進していく上で参考とさせていただきます。

提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	「3 障害者の現状」において、各項目の数値だけではなく、増減数の理由を明記するなど、分析が必要ではないか。	<p>障害者の現状については、令和元年度または令和2年度までの推移を把握することで、本計画における障害福祉サービス及び障害児支援等の実施内容と必要な量の見込みの参考にしています。</p> <p>なお、本市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす「障害者計画」では、今後の障害者施策の基本的考え方として、的確なニーズ把握と利用者主体の支援を計画の視点の1つにしており、今後「障害者計画」を見直す際にも、障害の状態や生活の実態を踏まえて検討してまいります。</p>
2	「共生社会」「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」のみの関係性ではなく、環境因子についても関係していると考えます。	<p>本市では、国、県の計画の基本的考え方の整合性を図り、「ノーマライゼーション」と、「リハビリテーション」を基本理念として障害者福祉を推進しており、また障害者基本法の理念を踏まえ、だれもが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しております。</p> <p>なお、共生社会を実現するためには、障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのバリアフリー化を推進する必要があるとあり、可能な限り必要かつ合理的な配慮を提供することが地域社会に求められると考えております。</p>
3	特に障害児通所支援受給者数や利用者数などの伸び率が高いように、徳島市の財政的な負担は大きく、将来が不安である。	<p>障害児通所支援受給者数や利用者数などの伸び率が高くなった要因は、障害児通所支援等の制度が充実したことや、サービスを提供する事業者が増加したことにより、制度が浸透し、利用しやすくなったためと考えております。</p> <p>今後も、障害福祉サービス費等の適正な支出に努めるため、事業者に対する指導・監査業務等に取り組んでまいります。</p>
4	地域活動支援センターの整備に力を入れてほしい。	<p>地域活動支援センターは、創作や作業、地域社会の交流促進など重要な場所となっております。今後も、障害者の日中活動の場としてより安定的な運営が図られるよう、地域生活支援の促進に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
5	<p>就労継続支援B型は年齢制限がないため、65歳以上の人がだんだん増加してきます。</p> <p>70代・80代の利用者の方からは、「就労B型は仕事があるため毎日やりがいがあり、認知症の予防にもなり、明日も頑張ろうと意欲が湧いてくる」との意見がありますが、定員よりも希望者が多くお断りしている現状です。</p> <p>希望者は利用できるよう、定員を増やしてほしいと思っています。</p>	<p>本市が設置する「徳島市障害者自立支援協議会」において現状の課題を情報共有するとともに、必要に応じて、就労継続支援B型における事業所の指定権限をもつ徳島県に対しても情報共有を図ってまいります。</p>
6	<p>「2-4 障害児支援の提供体制の整備（6）医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」について</p> <p>医療的ケア児の中には、重症心身障がい児も多く含まれるかと思いますが、コーディネーターの具体的な役割はどのようなものですか。</p>	<p>医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児とその家族をつなぎます。</p>
7	<p>「2-4 障害児支援の提供体制の整備（6）医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」について</p> <p>「（3）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所」～「（6）医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」の各事業との連携について明確化していただけたらと思います。</p>	<p>医療的ケア児等コーディネーターは、医療と福祉、教育等を包括的にコーディネートし、多分野に属する支援者が単独では解決できない課題に対し、連携・協働して取り組むための支援をします。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
8	<p>「2-4 障害児支援の提供体制の整備（6）医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」について</p> <p>重症心身障がいおよび医療ケアを必要とする「児」のみならず「者」についても相談および医療・福祉における課題は大きく、特に医療面からは「小児科」から「内科」への移行についての不安は大きいです。内科の各専門医からの十分なケアへのアドバイスを受けられたらよりよいかもしれませんが、子供の状態とともに家族の思い、在宅医療も含めて、どのような医療支援を得ていくか、「大人」への支援の移行に関しても手助けする人材が必要です。また、大人になるとリハビリテーションの機会も極端に減ってしまいます。民間のリハビリテーションや訪問リハビリの情報も十分行きわたっていないでしょう。二次障害の不安も出てきます。</p> <p>この医療の問題は、重症の方に限らず、てんかん薬などの処方を受けている知的障害の方々にも同様のことが言えると思います。障がい児者が安心して、自分に合った医療体制を個々に構築できるよう、このコーディネーター事業を広く活用していけるようになればと思います。</p>	<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターの存在を周知し、コーディネーター事業を広く活用していくよう努めます。</p> <p>また、医療を要する児童がその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関との連携調整を行うため体制を整備し、協議の場を設定します。協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行います。</p>
9	<p>「2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（1）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」について</p> <p>職員の方々が、制度の具体的内容を理解するとともに、実情に即したサービスのあり方を現場でサービス提供する方々に落とし込んでいく努力を望みます。地域移行で在宅者の障害は多岐にわたり、重度化しているとも言えます。そのエンドユーザーが、安心した生活を送れる支援を受けられることが重要です。「6-1 必須事業（9）移動支援事業」に関連することと思いますが、担当者の意識と質の向上のための、定期的な研修をしていただけたらと思います。</p>	<p>本市障害福祉課の職員のうち、新たに配属された者については、徳島県が実施している「市町村新任障がい福祉担当職員等研修会」に参加するとともに、新規申請等に係る聴き取り調査を行う者については、「障害支援区分認定調査員研修」に参加することで、必要な基礎知識や福祉職員としての基本的な心構えを習得することとしています。</p> <p>今後も、市町村職員を対象とした研修を活用しつつ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
10	<p>「6-2 任意事業（4）障害者スポーツ大会」について この事業は、参加者が限定されていたり、参加者減少傾向のように見受けられます。インクルーシブの視点から、障がい者のみのスポーツ大会というより、市民のスポーツ大会（年齢も制限せず）に障がいのある人も参加できる種目の導入や、一緒にスポーツを楽しめる工夫を施した開催が望ましいのではと考えます。あるいは、障がい者スポーツの啓発として、一般の方々も来場できるイベントへの転換などもありかと思えます。また、そういったイベントの告知は広く積極的に行うべきです。</p>	<p>事業概要欄に記載しているとおおり、障害者がスポーツを通じて体力の増強、機能回復を図り、障害者の社会参加を促進するとともに、あわせて市民相互の交流を深めることを目的とし、障害のある人とその家族を対象に、障害者スポーツ大会が開催されております。ご意見をもとに、今後のスポーツ大会のあり方や内容、イベント告知の方法等について検討を重ね、より良いイベントになるよう努めてまいります。</p>
11	<p>重症心身障がい者がタクシーを利用する場合、座位保持型の車いすのため、ワゴンタイプで車いす設置スペースの前後の長さがある程度ある車両でないと乗せることができません。タクシー券と共にいただくリストには、そこまでの情報が記載されていません。使い始めはあちこち電話したり、子供をタクシー会社に連れて行き、乗るかどうか確認したこともありました。自分でタクシーに乗れるような障がい者でない場合、ほぼ家族の送迎で医療機関受診や通所に行っていますが、時にそれが難しい時にタクシーを使いたいというのが多くの場合だと思えます。また、そういった緊急時に使えてこそ、タクシー券はありがたいと思えます。迷わず、我が子が乗れるタクシーを見つけられるように、リスト情報の充実をお願いします。</p>	<p>福祉タクシー利用券配布時に併せてお渡しする、タクシー協力会社一覧には、車いすに乗ったまま乗車できるタクシーを所有する会社の欄に、「車いす用あり」と記載しております。しかしながら、ワゴンタイプのような大型の車両があるかどうかについては、現在記載できておりません。そのため、ご意見を含め、より利用者にはわかりやすい内容となるよう、タクシー協力会社一覧表の記載内容等について、検討を行ってまいります。</p>
12	<p>大型タクシーの場合、料金は少し高めになります。通所や医療機関受診も、ある程度の距離の走行が必要であることが多いです。現在、1回に使えるタクシー券の枚数が6枚と限られていますが、その限度をなくしていただきたいです。</p>	<p>障害が重く外出が困難な方の社会参加を促進し、生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー利用券をお渡ししています。そのため、少ない使用回数で使い切ってしまうのではなく、より多く社会参加できるよう、1回の乗車時における使用枚数に上限を設けております。</p>